

## 成年後見制度 市町村長申立ての現状と課題

### —大阪府下の市町村を対象にしたアンケート調査の結果から—

元大阪府立大学大学院人間社会学研究科博士前期課程 松下 啓子 (7745)

キーワード：成年後見制度 市町村長申立 権利擁護

### 1. 研究目的

福祉サービスが措置から契約に転換したことにより、要援助者の権利擁護が重要な課題となっている。中でも自ら契約できない要援助者にとって成年後見制度の市町村長申立ては注目すべき制度である。しかしながら、最高裁判所の公開資料や先行調査によれば市町村長申立ては年々増加しているものの、十分活用されているとは言えない状況にある。本研究では成年後見制度における市町村長申立ての運用実態を調査することにより市町村長申立てが進まない理由を考察する。

### 2. 研究の視点および方法

戦後、福祉政策は高度経済成長の下で発展してきたが、要援助者はあくまで行政の措置による保護・救済の対象と捉えられてきた。やがて、高度経済成長の終焉、少子高齢化、ノーマライゼーションの理念の浸透などにより福祉政策に対する考え方が変化していく。社会福祉基礎構造改革を経て、2000年に介護保険法、2006年に障害者自立支援法が施行され、福祉制度は措置から契約へと大きく転換した。これにより利用者はサービス提供者と対等の立場でサービスを選択し、契約できるようになった。要援助者が福祉サービスを選択できるようになったことは大きな進歩である。しかし、実際には認知症や知的障害者、精神障害者などの要援助者が自らサービスを選択したり、契約することは困難である。このような要援助者の権利を担保する仕組みが不可欠である。以前から権利擁護の仕組みとして禁治産制度があったが、明治時代に作られたものであり財産管理を主にしていることや戸籍に記載されるなど時代にそぐわない点が指摘されていた。これらの部分を改正して成年後見制度がつくられた。成年後見制度は4親等内の親族であれば申立てすることができるが、要援助者が家族から虐待を受けていたり、身寄りがいないなどの理由により申立てが期待できないケースも多い。そのため成年後見制度では市町村長に申立権が付与されることとなった。最も社会的弱者である人々の権利擁護を実現するためには市町村長申立てが円滑に行われることが必要である。研究方法は大阪府下43市町村に対してアンケート調査を実施した。2009年12月から2010年2月の間に自記式質問紙を郵送し、30市町村から回答を得た。回収率は69.76%であった。量的な統計解析はSPSS Ver. 15を使用した。

### 3. 倫理的配慮

アンケートの内容は研究以外には使用しないことを文書で説明した。収集されたデータにおいて個人が特定されるものはない。また、市町村はすべてアルファベットで表記した。

#### 4. 研究結果

各市町村の申立て件数が少なかったため、2003年から2008年までの申立て件数を合算した。市町村により人口規模が異なるため、申立て件数と予算金額は全て人口10万人当りに換算して分析を行った。人口10万人当りの申請件数は最高17.78件、最低0件、平均は5.4件であった。件数と人口、要綱整備・関係機関との連携・啓発などの取組みの数、予算について Spearman の順位相関係数を用いて分析した。その結果、件数と人口の相関係数は0.362であり、5%水準で有意な正の相関が見られた。件数と要綱整備・関係機関との連携・啓発などの取組みの数の相関係数は0.439であり、5%水準で有意な正の相関が見られた。件数と報酬予算の相関係数は0.540であり、1%水準で有意な正の相関が見られた。

#### 5. 考察

①申立件数と人口について5%水準で有意な正の相関が見られ、人口規模が大きいほど申立件数が多い傾向を示している。また、人口10万人当りの申立件数が10件を超える市町村が7つある一方で、申立件数0件の市町村が5つあった。今回の調査では0件と回答があったのはいずれも人口規模の小さい市町村であった。市町村間に格差が生じている。規模の小さい市町村に対して、近隣とのブロック化や府県レベルでの支援を考える必要がある。②申立件数と要綱整備や啓発などの取組みの数について5%水準で有意な正の相関が見られ、取組みの数が多いほど申立件数が多い傾向を示している。要綱整備・関係機関との連携・啓発活動などの取組みが市町村長申立てにつながる事が明らかとなった。③市長申立に計上される予算として申立て時の経費と後見人報酬がある。今回はこの2つを合算して分析をおこなった。申立て件数と予算について5%水準で有意な正の相関が見られ、予算が多いほど申立件数が多い傾向を示している。次に申立て経費と後見人報酬の2つに分けて考察する。申立て経費は印紙代など1万円程度と鑑定費用5万から10万円程度と比較的少額である。回答のあった30市町村のうち27市町村は申立てに必要な予算が確保されていた。一方、後見人報酬は後見活動が続く限り累積していくため、申立て経費よりはるかに多くの予算を必要とする。市長申立ての事案は職業後見人が受任することが多く、無報酬では候補者を見つけるのが困難である。回答のあった30市町村のうち23市町村は後見人予算を確保しているが、14市町村は申立て経費より少なかった。市町村だけでは負担が重く、後見人報酬を支えられない実態がわかった。職業後見人不足に対応するため市民後見人養成に乗り出した市もある。ただし、安易に無報酬の後見人と考えるのは適切ではない。十分な講習と継続した支援が必要である。